

木材利用の促進に関する基本計画

目次

第1	木材利用の促進に関する基本計画について	1
1	基本計画の位置づけ	1
2	建築物等における木材の利用の促進の意義	1
第2	木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	2
1	木造・木質化の推進	2
	(1) 民間建築物等における木材の利用	
	(2) 県の公共建築物における木材の利用	
	(3) 県の公共工事における木材の利用	
	(4) 木製品品の導入	
2	木造建築技術者等の確保及び育成	4
3	木材の有効利用	5
4	木材利用の普及啓発	5
5	県産木材利用技術の開発	6
6	建築物木材利用促進協定制度の活用	6
	(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知	
	(2) 建築物木材利用促進協定の締結	
	(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進	
第3	木材の利用に関する目標	6
第4	県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項	6
1	県産木材の優先利用	6
	(1) 県における県産木材の利用	
	(2) 民間等における県産木材の利用	
2	県産木材の安定供給の促進	7
	(1) 県産木材の生産の促進	
	(2) あいち認証材制度の活用	
第5	県産木材の利用及び供給に関する目標	8
第6	その他木材の利用の促進に関する必要な事項	8
1	市町村、関係団体等との連携	8
2	建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項	8
3	木材の利用の促進のための庁内連絡会議に関する事項	8
4	計画期間等	9

第1 木材利用の促進に関する基本計画について

1 基本計画の位置づけ

この計画は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項及び愛知県木材利用促進条例（令和3年愛知県条例第38号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、建築物等における木材の利用の促進の意義、木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、木材の利用に関する目標、県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項、県産木材の利用及び供給に関する目標等を定めるものである。

なお、本計画は、「食と緑の基本計画2025」に基づく、農林水産分野の個別計画に位置づけるものである。

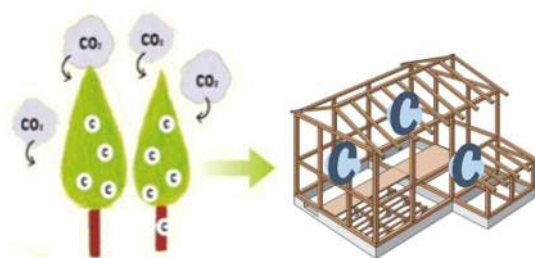
2 建築物等における木材の利用の促進の意義

国際連合におけるSDGsの採択や脱炭素社会の実現に向けた取組など、地球環境や社会・経済の持続性への意識が高まっている。



<木材利用はSDGsの17の目標のうち、7つの目標に貢献>

木材は、樹木が吸収した二酸化炭素を炭素として長期間、貯蔵し、鉄やコンクリート等の資材と比べて製造時のエネルギー消費が少なく抑えられ、かつ再造林により再生が可能であるなど、地球環境への負荷が少ない資源であることから、木材を用いた建築が注目されている。



<木造建築物は「第2の森林」>

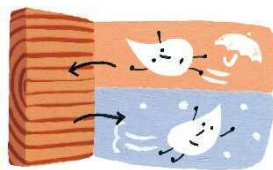
CO₂貯蔵量

木材の重さのうち、約半分が炭素と言われています。スギ・ヒノキの木材1m³あたりに含まれる炭素をCO₂に換算した値を試算すると、およそ0.67tとなります。

また、木材の利用の効果として、木には人の心理や身体に優しく働きかける、あるいは学習や生産性をあげるなど、さまざまな効能が科学的に実証されている。



<ストレスを和らげる効果>



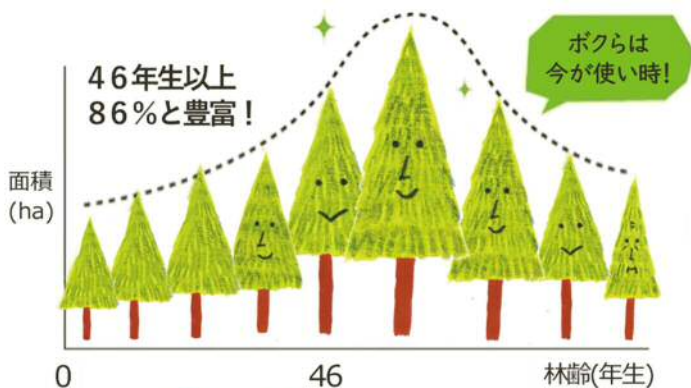
<木材の調湿効果>



<木材の断熱効果>

愛知県では、戦後盛んに造林されたスギやヒノキの人工林の多くが利用期を迎えており、充実した森林資源を活用しながら若返りを図る循環利用を進めることが重要である。

このようなことから、建築をはじめ様々な分野において、県民の生活に潤いをもたらす、再生可能で地球環境に優しい木材の利用を進めていく。



<人工林の林齢構成 (2020年度愛知県林業統計書) >

林齢とは
植林してから経過した年数を「林齢」といい、例えば植えてから10年経過した森林のことを「10年生」といいます。



<「伐る・使う→植える→育てる」資源の循環利用>

第2 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の推進

県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が県内全域に広がることを目指し、木造・木質化を推進する。

(1) 民間建築物等における木材の利用

木材用途の中で、住宅分野で利用される木材の量は最も多く、木材需要の拡大に直接つながることから、引き続き、住宅における木材の利用を促進する。

加えて、非木造が大半を占める商業施設やオフィス等の非住宅分野での木造・木質化を促進する。

そのため、民間事業者等に対して、企業活動における木材利用のメリットをPRし、木材利用の働きかけを行うとともに、木材利用に対する支援等を行う。

さらに、建築物の木造化にあたってのコストや技術面等の課題を明確化するための調査を行う。

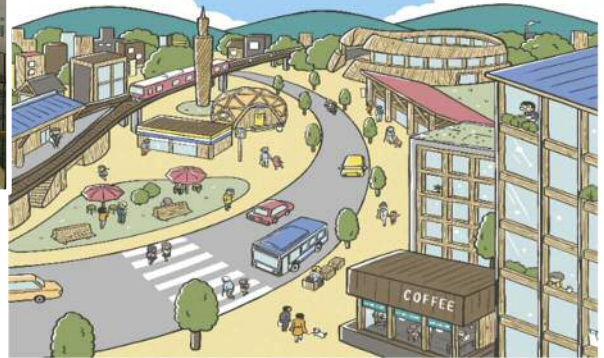
<民間建築物の木造・木質化事例>



岡崎信用金庫
城下町支店
(内装木質化)



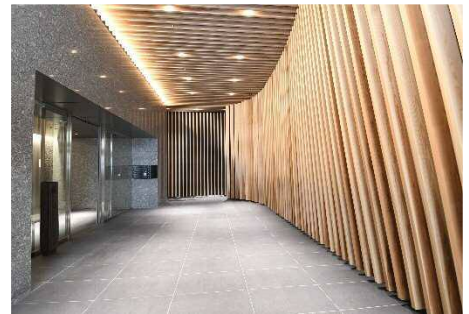
あおぞら学童保育クラブ (木造)



【都市の木造・木質化イメージ】



ささしま高架下
オフィス (木造)



名古屋ビルディング桜館
・エントランスホール(内装木質化)

(2) 県の公共建築物における木材の利用

公共建築物の整備においては、民間建築物への波及効果を期待し、コストや技術の面で木造化が困難であるもの、木造化になじまないものを除き、率先して木造化を推進する。

また、県民の目に触れる機会が多い箇所を中心に、内装や備品の木質化を推進する。

<県の公共建築物の木造・木質化事例>



愛知県森林公園案内所
(木造平屋建て)



愛知県国際展示場 (Aichi Sky Expo)
(内装木質化)

(3) 県の公共工事における木材の利用

公共工事において、木材に代替できる工事用資材については積極的に木質資材の利用を推進する。

<県の公共工事における木材の利用事例>



木製校倉式治山ダム工



木製四阿

(4) 木製備品の導入

木材を利用した机、椅子、書棚等を率先して調達する。

<木製備品の導入事例>



机・椅子等



木製表彰状



消毒スタンド



リモートワークブース

2 木造建築技術者等の確保及び育成

建築主等へ木造・木質化を提案できる技術者を確保及び育成するため、関係団体等と協働し、建築物の木造・木質化に関する知識、技術を習得するための研修等を実施する。

<木造建築技術者の育成講習>

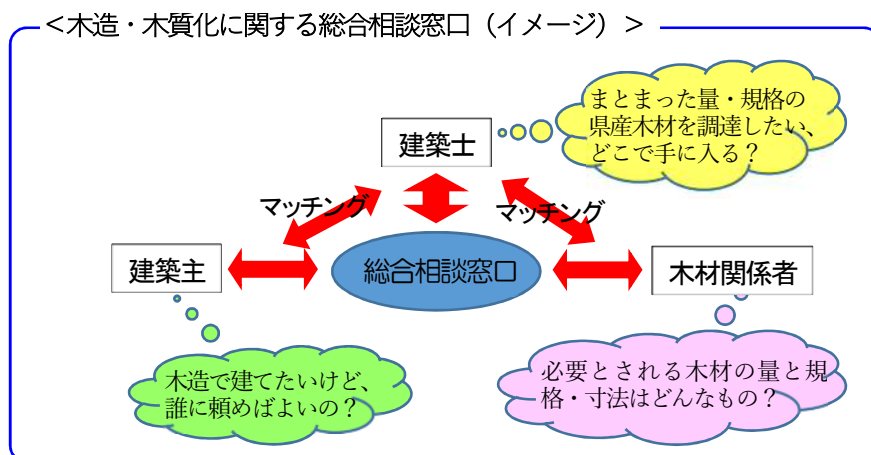


座学講義と設計演習
による専門講座



木造建築物の
現地研修

あわせて、建築主と木造建築に精通した建築士とのマッチングや、建築主、建築士、木材関係者等からの木造・木質化に関する相談に対応する総合的な相談窓口の設置を進める。



3 木材の有効利用

間伐材等のうち特に低質なものや製材加工の過程で発生する端材、住宅材料、家具等の廃棄物をチップ化することにより、再びパーティクルボードなどの製品や紙パルプの原料として使用したり、ペレットなどに加工して最終的に燃料として利用するなど、別の用途に再利用するカスケード（多段階）利用を促進する。

<木材のカスケード（多段階）利用例>



パーティクルボード



製材端材を利用した製紙用チップ



木材乾燥機の熱源となる
木くずボイラー

4 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く県民の関心と理解を深めるため、木材利用の意義やその効果について積極的に県民へ普及啓発を行う。特に、木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月）を中心に、関連団体等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、Web ページ等の各種媒体による情報発信を行う。

また、木の良さを実感でき、PR効果の高い建築物や木製品等を表彰し、木の魅力の発信や優れた使い方の普及を図る。

<木材利用 PR イベント>



県産木材を利用した木製品等展示



木材関係事業者によるブース出展



木工体験ワークショップ

<木材利用 PR イベント>



木育コンテンツ（木製遊具等）展示

<木材利用促進月間>



木材利用 PR パネル展示

<優良木造建築物等の表彰>



あいち木づかい表彰

5 県産木材利用技術の開発

幅広い利用者のニーズに合う県産木材を活用した新しい技術や製品の開発を推進する。

6 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1) 建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第 15 条及び条例第 15 条第 2 項に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び条例の目的や基本理念、本基本計画に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等を公表する。

さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

第3 木材の利用に関する目標

県の公共建築物	原則、県産木材による木造化（※コスト・技術面で困難な場合を除く） 木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化
住宅を含む民間建築物等	木造化の促進 木造化が困難な建築物については、内装及び備品の木質化を促進

第4 県産木材の利用の促進及び供給に関する基本的事項

1 県産木材の優先利用

県内の森林資源を活用し、林業・木材産業の自立的発展を図るため、県産木材の利用を優先する。

県産木材以外の木材を利用する場合にあっては、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量が削減されるよう消費地からできる限り近接した地域の森林において生産された木材の優先的な利用に努める。

(1) 県における県産木材の利用

公共建築物、工事用資材及び備品等で利用する木材は、原則、県産木材とする。

(2) 民間等における県産木材の利用

住宅を含む建築物、備品等において、県産木材の優先利用を促進する。

2 県産木材の安定供給の促進

(1) 県産木材の生産の促進

森林施業の集約化や林内路網の整備による林業生産基盤の整備と、高性能林業機械の導入及び効率的な活用などにより木材生産体制の強化を促進する。



高性能林業機械による伐採木の搬出と造材

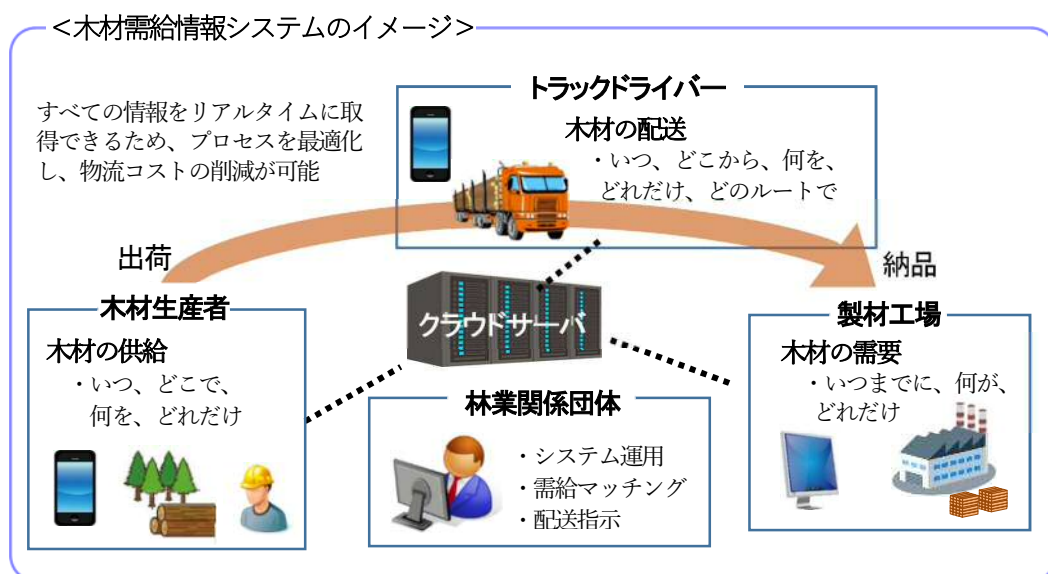


造材された丸太を林道土場へ集積



林道土場からトラック運搬

また、ICT を活用した木材需給情報システム等の導入により県産木材の効率的な生産・流通体制が整備されるよう支援する。



あわせて、木材加工施設の整備等により乾燥材や JAS 構造材など需要者が求める品質・規格に沿った製材品の安定供給体制が強化されるよう支援する。



大型製材工場



木材乾燥機



プレカット工場

(2) あいち認証材制度の活用

県産木材の利用促進のため、県産木材の産地を明確にするあいち認証材制度の普及を図る。

第5 県産木材の利用及び供給に関する目標

2025 年度目標	県産木材の利用及び供給量	18.0 万 m^3 /年
-----------	--------------	-----------------

※「食と緑の基本計画 2025」：目標 県産木材生産量 18.0 万 m^3

第6 その他木材の利用の促進に関する必要な事項

1 市町村、関係団体等との連携

県又は市町村以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、市町村や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

また、市町村等に対して、木材利用に関する情報提供、技術的助言を行う。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図る。

また、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮するなど、総合的に判断したうえで、木材の利用に努める。

さらに、備品や消耗品の調達においても、購入コストの他に、木材の利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

こうした公共建築物で考慮すべき事項について、民間建築物においても普及を図る。

3 木材の利用の促進のための庁内連絡会議に関する事項

木材の利用に関して、県庁内関係局等の認識を深めるとともに、木材利用促進の方途につ

いて有効かつ適切な方策を協議するため、庁内に愛知県木材利用促進連絡会議を設置する。

4 計画期間等

本計画の計画期間は2022年度から2025年度までの4年間とする。

なお、2026年度以降については、計画期間を5年間とした計画を策定する。

計画は、木材の利用の促進に関する施策の実施状況を踏まえて、適時、必要に応じて見直しを行う。

また、木材の利用の促進に関する施策の実施状況について、毎年、公表する。

<用語の解説>

(注1) この計画において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、内装等、備品及び工事用資材に木材を利用することをいう。

内装等の木質化においては、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(注2) 「あいち認証材」とは、愛知県内で産出されたことを、愛知県産材認証機構の認定事業者が証明した素材、製材品、木製品のこと。

<愛知県産材認証機構の概要>

○設立：2009年3月（事務局：（一社）愛知県木材組合連合会）

○構成員：（一社）愛知県木材組合連合会、愛知県森林組合連合会、
愛知県木材買方協同組合、愛知県木材市場連盟、
中日本合板工業組合



(注3) 「JAS 構造材」とは、日本農林規格（JAS）に適合した構造材のこと。寸法、材質、強度性能などの品質、また大きさや形状の規定が明確化されているため、木材の特性に「安心」、「信頼」が付与され、住宅等を問わず様々な場面での利用が進められている。



(注4) 「ウッド・チェンジ」とは、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れる、建築物を木造・木質化するなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指し、林野庁における木材利用拡大の取組の一環として、「ウッド・チェンジ」を合言葉に、国民運動として「木づかい運動」を展開している。

ウッド・チェンジ
ロゴマーク



木材利用の促進に関する基本計画

2022年4月1日策定

愛知県木材利用促進連絡会議

(事務局)

愛知県農林基盤局林務部林務課

あいちの木活用推進室（計画・普及啓発グループ）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話：052-954-6884

メール：aichinokikatuyou@pref.aichi.lg.jp

URL：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/

